平成２３年（フ）第７７２号
川崎市中原区上小田中３丁目６番５号　第４メゾン中子401
債務者　矢野　隆彦
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
川崎市多摩区中野島１丁目13番１―102号
債務者　宮本美裕紀
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
川崎市川崎区下並木12番地１　サンエステート下並木307
債務者　関口　和則
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７８８号
川崎市高津区諏訪２丁目５番17号　第３小峰荘101
債務者　鈴木美紀子（旧姓菊川）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
川崎市多摩区宿河原７丁目15番８号　桃花ハイツ202
債務者　濱島　涼子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
川崎市多摩区南生田３丁目７番５号
債務者　恩田　征美（旧姓田口・鈴木）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０９号
川崎市川崎区京町２丁目２番９―102号　クレッセントＫ２
債務者　佐藤　喜夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
愛知県岡崎市六名新町８番地15　メゾン服部301、前住所愛知県岡崎市竜美旭町７番地24
債務者　箱島　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第２０号
長野県諏訪郡下諏訪町5706番地５
破産者　西山　卓男
平成23年12月20日　長野地方裁判所諏訪支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３０６号
熊本県玉名市伊倉北方1879番地１
破産者　有限会社築山工業
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３４７号
兵庫県川西市久代２丁目５番16号
破産者　加川　雄治
1　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
2　一般調査期日　平成24年２月23日午前10時15分
平成23年12月21日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６１９号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目１番17号
破産者　平和建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午後３時30分
平成23年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６３号
神奈川県秦野市千村１丁目３番50号
破産者　飯塚　謙一
1　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
2　一般調査期日　平成24年３月19日午後２時
平成23年12月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８号
佐賀県佐賀市城内２丁目４番１号
破産者　執行　隆徳
1　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
2　一般調査期日　平成24年３月22日午後４時
平成23年12月22日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
山梨県甲州市塩山上萩原353番地
破産者　広瀬　勝明
1　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
2　一般調査期日　平成24年３月23日午後２時
平成23年12月22日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
三重県伊賀市白樫2119番地の213
破産者　齋藤　慶二
1　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
2　一般調査期日　平成24年２月20日午後１時15分
平成23年12月22日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第８１号
三重県伊賀市白樫2119番地の213
破産者　齋藤　和子
1　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
2　一般調査期日　平成24年２月20日午後１時15分
平成23年12月22日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３４０号
兵庫県伊丹市中央５丁目４―32　ハイツ旭101号、住民票上の住所兵庫県伊丹市南本町３丁目１番６号
破産者　田中喜代子
1　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
2　一般調査期日　平成24年３月22日午前10時55分
平成23年12月22日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２９１２号
大阪市中央区玉造２丁目15番16号　エルム小谷202号、開始決定時の住所大阪市天王寺区玉造本町８番14号
破産者　トダカ印刷工芸社こととだか珍味こと　戸髙　武文
1　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
2　一般調査期日　平成24年３月１日午後３時30分
平成23年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部